

解説

<源泉所得税>

サラリーマンの給与や税理士、司法書士などの報酬のように会社が支払額から所得税額を天引きして納付する(納税者が直接税金を納付しない)所得税をいう。

源泉徴収すべき税額を求めるためには、まず、支払う給与について

どの欄が適用されるのかを判定しなければならない

(税額表)

1. 月額表 給与を毎月支払う場合。また、月や旬を単位にして支払う給与も「月額表」を使う。

2. 日額表 給与を働いたその日ごとに支払う場合。また、一週間ごとに支払う給与も使う

3. 「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」を使う場合

この表は、ボーナスを支払うときに使う。しかし、ボーナスを支払う場合でも、「月額表」を使う場合がある。それは、前月に給与を支払っていない場合とボーナス

の

金額が前月の給与の金額の10倍を超える場合。

(税額表の欄の使用)

1. 甲欄 主たる給与「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与の源泉徴収税額

2. 乙欄 従たる給与を支払う場合の源泉徴収税額。

3. 丙欄 日雇いの人や短期間雇い入れるアルバイトなどに一定の給与を支払う場合

源泉所得税の納付については 給与所得・退職所得用 報酬・料金用の2種類がある。納付は翌月10日まで金融機関または税務署の窓口で行い、納付が遅滞した時は延滞税がかかる。

<住民税>

各従業員の住所のある市町村役場に対して前年1年間に支払った給与の額を1月31日まで報告する。報告は給与支払報告書の住民税申告用に総括表を添付して各市町村へ送付する。→5月頃に(市町村民税+都道府県民税)は市区町村から通知が来る。→毎月10日まで納付する。

・年度の途中で退職者がでた場合は該当の市町村に対して移動届けを翌月の10日まで提出する。徴収の取扱については時期によって違うので確認が必要である

特別徴収・・・住民税を会社で天引する。普通徴収・・・本人が自分で納付する

住民税は、社会保険料や所得税と違って、会社で計算する必要はなく、市区町村が通知してきた金額を控除すればよいことになっている。市区町村は毎年5月31日までに「市町村民税・都道府県民税特別徴収額通知書」によって会社に住民税の連絡をします。それに基づいて住民税を徴収する。住民税の特別徴収では、年税額を12で割った金額を毎年6月から翌年5月まで1年間にわたって毎月徴収する。100円未満の端数がある場合には、これを6月分に加算して調整することになる。

6月分と7月以降分では金額が違うので、控除するときに注意が必要である。なお、住民税は前年の所得に対してかかるものであるため、前年の所得がなかった人や一定金額以下であった人については、かからない。

<年末調整>

給与所得者の月々の給料から差し引かれている源泉所得税の総決算をする手続ですから、給与の支払者にとっては極めて重要な事務が国の所得税は所得者自身が自分の所得とそれに対する税金を計算して納付するという、いわゆる申告納税制度を建前としている。

しかし、給料や賞与などの給与所得については、その支払者が毎月(日)の支払の際に所定の税額表によって所得税を天引きして納付するという源泉徴収制度が採られている。

源泉徴収制度のもとにおいて毎月(日)源泉徴収してきた税額の1年間の合計額は、年の途中で扶養親族等に異動があってもさかのぼって源泉徴収税額を修正しないとか、各種の保険料控除、配偶者特別控除や住宅借入金等特別控除に相当する控除が行われていないなどの理由によって、その人の年間給与総額について納めなければならない年税額とは一致しないのが普通です。

この不一致を精算する事務が「年末調整」である。年末調整は、これによって大部分の給与所得者が確定申告をすることなくその年分の所得税の納税を完了することになり、また、給与の支払者にとってその年分の源泉徴収事務の締めくりとなるものであるから、特に正確に処理する必要がある。

	年末調整を行う時期は、「年末調整」という字句のとおり、通常は12月において本年の最後の給与を支払う時になる。したがって、本年最後に支払う給与が通常の給与(月給等)であれば、その通常の給与を支払う時となり、年末手当等の賞与が最後の給与であれば、その賞与を支払う時ということになる。ただし、年末の賞与が通常の給与より先に支払われるような場合には、その賞与を本年最後に支払う給与とみなして、その賞与の支払の時に年末調整を行うことができることになっている。この場合の年末調整は、その賞与を支払う時点で、その後に支払われる12月分の通常の給与の見積額及びその見積額に対する徴収税額を含めたところで行うこととなりますので、後日、その見積額等に異動が生ずることになったときは、その後に支払う通常の給与で、年末調整の再調整を行うことになる。(基通190-6) <給与支払報告書> 住民税申告書と受給者本人に渡す源泉徴収表調書がセットとんされている。提出期限は毎年1月末日までとなり給与支払報告書に総括表を添付して職員の所属市町村へ送付する。 <給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表> 年間の給与所得の源泉所得税の合計所得、報酬費、賃料調書、土地購入などの書類と年間の源泉徴収額をが500万以上の者の給与支払報告者を添付して毎年1月末までに税務署へ提出する。年間の給与の支払額と源泉徴収額の照合を実施する。
例題	給与所得の源泉徴収税額表の甲欄・乙欄・丙欄の種類について説明をしなさい。
解答	(税額表の欄の使用) 1. 甲欄: 主たる給与「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与の源泉徴収税額 2. 乙欄 従たる給与を支払う場合の源泉徴収税額。 3. 丙欄 日雇いの人や短期間雇い入れるアルバイトなどに一定の給与を支払う場合
例題	源泉徴収義務者の意味について説明しなさい
解答	給与や税理士などの報酬のように事業所が支払額から所得税を天引きして納付することになっている(納税者が直接税金を納付しない)。納付は原則翌月の10日。この所得税を天引きして国に納める義務のある者を源泉徴収義務者といいます。
例題	特別徴収の1月からの1年間の流れを述べてください
解答	1月: 1月31日までに各職員の住所がある市町村役場に対して前年1年間に支払った給与額(給与支払報告書)を報告する。 5月: 事業所宛に市区町村役場より各職員の納付書が送付されてくる 退職者や事業所異動者を確認し、該当者がある時は給与所得者異動届出書を提出する。 6月: 送られてきた納付書に基づき6月から新しい税額で住民税の控除給与計算が始まる 6月から5月の12回払い、6月は端数額を含み、7月～5月は均等払い 毎月10日までに金融機関の窓口で納付を行う

下記表へ特別徴収の退職および中途採用時の事務処理を記載しなさい

例 題

時 期	退職の場合		中途採用の場合
	取扱方法	手続き	
6月～12月			
1月～4月			
5月			

問題

時 期	退職の場合		中途採用の場合
	取扱方法	手続き	
6月～12月	本人から一括徴収の申し出があれば一括徴収なければ普通徴収	市町村役場に給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書を提出する	納期を過ぎた分を除き、市町村へ手続きを行えば、特別徴収できる
1月～4月	本人から申し出がなくても一括徴収		
5月	5月分の給与から最終月分を特別徴収		

例 題

年末調整とは何か書きなさい。

解答

年末調整は、給与の支払者が、給与の支払を受ける人の各人ごとに、この1年間にわたって月々(日々)の給与の支払の際、その給与について源泉徴収をしてきた税額を、正当な年税額に一致させるための年末における税務上の清算手続をいう。この作業は、通常、年末に行うので「年末調整」と呼んでいる。

